

通達新旧対照条文

○貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定(変更)届出書の取扱について
(平成15年3月18日 国総貨複第201号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 運賃料金設定(変更)届出書の提出の方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運賃料金設定(変更)届出書の提出を要するもの 報告規則第三条第三項に規定する貨物利用運送事業を営む者は運賃料金設定(変更)届出書を提出しなくてもよいこととされている。 従って、届出書の提出を要するものは、航空運送、鉄道運送及び貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業並びに外航運送及び内航運送に係る貨物利用運送事業のうち、<u>貨物定期航路事業者及び旅客定期航路事業者が行うコンテナ、シャーシ等の貨物の運送に係るもの</u>についての運賃及び料金であるので留意されたい。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 運賃及び料金の種類、適用方法について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内航海運</p> <p>① (略)</p> <p>② 内航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 航路別・品目グループ毎に(例…家電製品、精密機械、自動車部品等)主要部品とその他の物品に分けて重量等単位による基本運賃を設定</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 運賃料金設定(変更)届出書の提出の方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運賃料金設定(変更)届出書の提出を要するもの 報告規則第三条第三項に規定する貨物利用運送事業を営む者は運賃料金設定(変更)届出書を提出しなくてもよいこととされている。 従って、届出書の提出を要するものは、航空運送、鉄道運送及び貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業並びに外航運送及び内航運送に係る貨物利用運送事業のうち、<u>貨物定期航路事業者が行うコンテナ等の貨物の運送に係るもの</u>についての運賃及び料金であるので留意されたい。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 運賃及び料金の種類、適用方法について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内航海運</p> <p>① (略)</p> <p>② 内航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 航路別・品目グループ毎に(例…家電製品、精密機械、自動車部品等)主要部品とその他の物品に分けて重量等単位による基本運賃を設定</p>

する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等单位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。なお、フェリー又はロールオン・ロールオフ船等を利用する貨物利用運送事業にあつては、シャーシ単位、コンテナ単位等を利用する船舶の船型及び運航形態に応じた基本運賃を設定し、その適用方法を明示すること。

(イ) (略)

(3) (略)

(4) 航空貨物運送

①～③ (略)

④ 国内宅配便の運賃及び料金

国内宅配便とは、一口一個の貨物運送について航空を利用した国内のdoor to doorの輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は原則として個建制を原則とし、重量又は容積及び地帯に応じた確定額とする。重量区分又は容積区分及び地帯区分は、事業者の任意とするが、利用者にとって分かりやすいものでなければならぬこととする。(地帯の範囲は例えば都道府県単位により明らかにさせることとする。)

運賃の額は、貨物の重量又は容積、輸送距離及び所要時間に対応したものとす。

(5) ～ (7) (略)

4、5 (略)

する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等单位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。なお、自動車航送をする貨物定期航路に就航する船舶(いわゆる貨物フェリー)を利用する貨物利用運送事業にあつては、シャーシ単位、コンテナ単位等利用する船舶の船型及び運航形態に応じた基本運賃を設定し、その適用方法を明示すること。

(イ) (略)

(3) (略)

(4) 航空貨物運送

①～③ (略)

④ 国内宅配便の運賃及び料金

国内宅配便とは、重量三十キログラム以下の一口一個の貨物運送について航空を利用した国内のdoor to doorの輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は原則として個建制を原則とし、重量又は容積及び地帯に応じた確定額とする。重量区分又は容積区分及び地帯区分は、事業者の任意とするが、利用者にとって分かりやすいものでなければならぬこととする。(地帯の範囲は例えば都道府県単位により明らかにさせることとする。)

運賃の額は、貨物の重量又は容積、輸送距離及び所要時間に対応したものとす。

(5) ～ (7) (略)

4、5 (略)